

「マレーシア：サービス産業 27 分野を自由化」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

4月22日、マレーシア政府はサービス産業 27 分野について、従来の「ブミプトラ資本による 30%出資」の規制を即時撤廃すると発表しました。コンピュータ関連、船舶レンタル・リース、健康・社会、観光、スポーツ、ビジネス関連のサービスが対象になります。

今回の政府発表の概要は以下の通り。

1. 従来のブミプトラ資本(※1)による 30%出資の規制(※2)をサービス産業 27 分野について即時撤廃する。コンピュータ関連、船舶レンタル・リース、健康・社会、観光、スポーツ、ビジネス関連のサービスが対象となる。また、来週、金融分野の自由化を発表する。

※1. ブミプトラ資本…ブミプトラはマレー語で「土地の子」を意味する。華人系・インド系住民を除くマレー系等のほとんどの国民がブミプトラに区分される。ブミプトラ資本とはブミプトラに区分されるマレーシア国民の保有する資本である。

※2. マレーシアでは、非製造業は 2003 年 5 月に政府が発表した「国家経済成長促進のための新戦略」により、ブミプトラ資本を 30%以上導入すれば、残り(最大 70%)に資本を外資が保有することが可能になっていた。それまでは、マレーシア資本 70%で、うちブミプトラ資本 30%、外資 30%と規定されていた。

2. マレーシアを国際的なイスラム金融のハブとするために、国際的なイスラム金融についての専門性を持つ 5 つの外国の法律事務所にマレーシア国内での活動を認める。

【ご参考】今回、自由化されるサービス産業 27 分野

◆ コンピュータ関連産業

1. コンピュータのハードウェア導入に関連するコンサルティング・サービス
2. ソフトウェアの実装サービス： システムとソフトウェアのコンサルティング・サービス、システム分析サービス、システム・デザイン・サービス、プログラミング・サービス、システム・メンテナンス・サービス
3. データ処理サービス： データ入力サービス。データ処理と集計サービス。タイム・シェアリング・サービス、その他データ処理サービス
4. データ・ベース・サービス
5. コンピュータのメンテナンス・修理サービス
6. その他サービス： データ準備サービス、トレーニング・サービス、データ修復サービス、コンテンツ開発

◆ 健康・社会サービス

7. 全ての獣医サービス
8. 老人及び障がい者を対象とした養護施設における福祉サービス
9. 子どもを対象にした施設における福祉サービス
10. 子ども及び障がい者を対象としたデイ・ケア・サービス
11. 障がい者を対象としたリハビリ・サービス

◆観光サービス

12. テーマパーク
13. コンベンション及び展示会場(5,000名以上を収用できる施設)
14. トラベル・エージェンツ、ツアー・オペレーター・サービス(マレーシアに來訪する旅行者を対象としたものに限る)
15. ホテルとレストラン・サービス(4つ星および5つ星ホテルのみ)
16. 料理提供サービス(4つ星および5つ星ホテルにおけるサービスのみ)
17. 飲料提供サービス(4つ星および5つ星ホテルにおけるサービスのみ)
18. Class Cの運輸サービス(Class C Freight Transportation, Pengangkutan Muatan Lelas C)[自社の荷を運ぶサービス]

◆スポーツ・その他のレクリエーション・サービス

19. スポーツ・サービス(スポーツ・イベント・プロモーション、オーガナイズ・サービス)

◆ビジネス・サービス

20. リージョナル・ディストリビューション・センター
21. 国際調達センター
22. テクニカル・テスト及び分析サービス： 「組成及び純度」のテストと分析サービス、「物理的特性」のテストと分析サービス、「統合的メカニカル・システム及び電気システム」のテストと分析サービス、技術検査サービス
23. マネジメント・コンサルティング・サービス： 一般、金融(税務コンサルティングを除く)、マーケティング、人事、生産、広報活動

◆レンタル・リース・サービス(オペレーターのないもの)

24. 船舶のレンタル・リース・サービス(自国内輸送、オフショア貿易を除く)
25. 国際航行のための乗組員のない貨物船のレンタル

◆ 輸送援助サービス

26. 海運エージェンツ・サービス
27. 船舶引き上げ、再浮上サービス

参照サイト：マレーシア首相府

http://www.pmo.gov.my/?menu=news&news_id=38&news_cat=4&page=1729#

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 C I B グループ 北村広明
E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・ 実際の適用につきましては別途マレーシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。